

平成30年度「滋賀県産業安全の日」実施要綱

滋賀労働局

1 趣 旨

滋賀労働局においては、平成3年に毎年11月15日を「滋賀県産業安全の日」と定め、これまでの各種の取組により、滋賀県民の労働災害防止についての意識の高揚と、事業場における自主的な労働災害防止活動の推進を図ってきたところである。

平成29年に滋賀県内で労働災害により死亡した労働者は9人と前年から大きく減少し、休業4日以上之死傷災害は1,342人と23年ぶりに5年連続で減少したものの、第12次労働災害防止推進計画における平成29年までに死傷災害を1,250人以下にするという目標を達成することはできなかった。平成30年度からは、今後5年間にわたり滋賀労働局が重点的に取り組む事項を定めた第13次労働災害防止推進計画を展開し、各種対策を推進することとしている。

このような状況から、今年度は、労働災害を発生させない職場づくりのため、各業種の特性に応じた自主的な安全衛生活動を広く推奨するとともに、「滋賀県産業安全の日無災害運動」を展開し、工事等の発注者、荷主、機械や化学物質の製造者、労働者を支える家族等も含め、広く滋賀県民に産業安全に対する意識の高揚を図ることとする。

2 実 施 期 間

滋賀県産業安全の日	11月15日
準備期間	11月1日～11月14日
改善期間	11月16日～11月30日
無災害運動期間	11月1日～11月30日

3 主 唱 者

滋賀労働局・各労働基準監督署

4 協 賛 者

滋 賀 県
日本労働組合総連合会滋賀県連合会
一般社団法人滋賀経済産業協会
公益社団法人滋賀労働基準協会
建設業労働災害防止協会滋賀県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会滋賀県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会滋賀県支部
一般社団法人日本ボイラ協会京滋支部
一般社団法人日本クレーン協会滋賀支部
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会滋賀県支部

5 実施者

滋賀県内の各事業場

6 主唱者及び協賛者の実施事項

- (1) 滋賀労働局長による現場パトロールの実施
- (2) 「滋賀県産業安全の日」及び「滋賀県産業安全の日無災害運動」の広報、啓発
- (3) 事業場における安全衛生に対する意識を高めるための施策の展開
- (4) 実施者の実施事項についての指導援助

7 実施者の実施事項

- (1) 準備期間中に実施する事項
 - ① 「滋賀県産業安全の日」の横断幕、立て看板、ポスター等の掲示
 - ② 「滋賀県産業安全の日」に関する行事の準備
 - ③ 安全基準や安全作業標準の総点検
 - ④ リスクアセスメントの実施（ハザード特定、リスク評価、見直し）
- (2) 「滋賀県産業安全の日」に実施する事項
 - ① 経営トップによる安全衛生に対する意識を高めるための意思表示
 - ② 経営トップによる安全衛生パトロールの実施
 - ③ 安全衛生に対する取組についての労働者の家族に対する周知
- (3) 改善期間中に実施する事項
 - ① リスクアセスメントの実施結果に基づく改善計画の策定及びその実施
 - ② 安全基準や安全作業標準の周知及び遵守状況の確認
- (4) 無災害運動期間中に実施する事項
 - ① 労働災害を発生させない職場づくりのため、各事業場の特性に応じた安全衛生活動
 - ② メンタルヘルス対策、治療と職業生活の両立、健康アクション宣言等への参加等、労働者の健康確保対策